

# 個人情報保護規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本森林技術協会（以下、「本会」という。）定款第51条第2項に基づき本会が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要かつ基本的な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程における用語の定義は、別に定めるほか、次の各号に定めるところとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報ファイル

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態に置いているものをいう。

(3) 個人データ

個人情報ファイル等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

(対象範囲)

第3条 本規程は、役職員等、並びに本会が現に保有している個人情報（その取扱いを委託されている個人情報を含む。）及びその取扱いを委託している個人情報を対象とする。

## 第2章 管理体制

(個人情報保護方針)

第4条 本会における個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、理事長は「個人情報保護方針」を定め、公表するとともに、役職員等に周知徹底を図るものとする。

(個人情報保護管理者)

第5条 本会は、個人情報の適正管理のため、総括責任者である個人情報保護管理者（以下、「保護管理者」という。）及びそれを補佐する個人情報管理担当者（以下、「管理担当者」という。）を置く。

(個人情報保護対策委員会)

第6条 保護管理者のもとに、役員並びに管理担当者からなる個人情報保護対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、個人情報の取扱いに関する適正管理に必要な措置の実施、役職員等に対する教育訓練等を行うとともに、定期的な評価、見直し又は改善に関する検討を行う。

2 委員会の組織・運営に関して必要な事項は、別に定める。

(個人情報窓口)

第7条 本規程に基づく開示、訂正、利用停止等の請求、相談並びに苦情に対応する窓口として、個人

情報窓口を設置する。

(役職員等の責務)

第8条 役職員等は、本規程を遵守し、個人情報の利用に際し、適切に個人情報を保護管理しなければならない。

2 役職員等又は役職員等であった者は、業務上知り得た個人データの内容を正当な権限なく他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。

### 第3章 個人情報の適正な取得等

(利用目的の特定)

第9条 本会は、個人情報の取扱いに当たっては、その利用目的をできる限り具体的に特定するものとし、原則として変更を行わない。

(利用目的を超えた利用の制限)

第10条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱わないものとする。

(適正な取得)

第11条 本会は、個人情報を取得するときは、事業の遂行に必要な場合に限り、最小限度の範囲で、適法かつ適正な方法により、原則として本人から個人情報を取得するものとする。

2 思想、信条、宗教その他社会的差別の原因となり得る個人情報の取得は、原則として収集、利用または提供しないものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第12条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本会は、加入届、申請書、アンケートその他の書面又は電磁的方法等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

### 第4章 個人情報の適正管理

(正確性の確保)

第13条 委員会は、保有個人データの秘匿性等の内容に応じて、原則として個人情報ファイル台帳を作成し、ホームページに公表する。

2 委員会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めるとともに、利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの保存期間を定め、かつ当該保存期間経過後又は利用目的を達成した後は、確実かつ遅滞なく、これを消去するよう努めるものとする。

(漏えい等に対するリスク管理)

第14条 本会は、個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下、「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 本会に所属する役職員等に関する個人情報についても、前項と同様に取扱うものとする。

(役職員等に対する教育研修)

第15条 委員会は、個人情報を役職員等に取扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるように、当該役職員等に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、個人情報を取り扱う役職員等に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(委託管理)

第16条 本会は、個人データの取り扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるように、委託を受けた者（以下、「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 本会は、前項の規定の監督を行うに当たっては、適切な役職員等を選定して委託先と委託契約を結ぶとともに、当該契約等において必要な事項について定めるように努めるものとする。

## 第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第17条 本会は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しないものとする。

(提供の停止)

第18条 本会は、第三者に提供される個人データについて、別に定める場合を除き、原則として、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する。

## 第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除、利用停止等

(保有個人データの公表等)

第19条 本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、個人情報窓口置き、本人からの請求に対応するものとする。

- (1) 本会の名称
- (2) 保有個人データの利用目的
- (3) 保有個人データに関する本人からの求めに応じる手続
- (4) データ開示のための手数料及び送料
- (5) 個人情報窓口名、郵送用住所、受付電話番号、受付メールアドレス等

(利用目的の通知)

第20条 本会は、別に定める場合を除き、本人から、当該本人が識別される個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。また、利用目的を通知しない旨を決定したときも、本人に対し、遅滞なく、当該決定を通知するものとする。

(保有個人データの開示)

第21条 本会は、別に定める場合を除き、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、書面の交付による方法(開示の求めを行ったものが同意した方法がある場合は、当該方法)により、遅滞なく、当該個人データを開示するものとする。

2 保有個人データは、委託あるいは共同利用の場合にあっても、法令に定める場合若しくはあらかじめ本人の同意を得た場合を除いて、第三者に開示してはならない。

(保有個人データの訂正・追加・削除、利用停止、第三者提供停止)

第22条 本会は、本人から自己の個人情報について訂正・追加・削除、利用停止、又は第三者提供の停止を求められた場合は、合理的な期間内に速やかに対応し、原則として当該本人に対してその結果を通知しなければならない。

(本人の求めに応じる手続等)

第23条 本会は、第18条、第21条及び前条の求めについて、個人情報窓口においてその求めを受け付けることとし、その手続を含めホームページに公表する。

2 本会は、開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認を求めることができる。

(手数料)

第24条 本会は、保有個人データの開示の求めに応じるため、別に定める手数料を徴収することができる。

## 第7章 事故への対応

(事故への対応)

第25条 保護管理者は、個人情報の取扱いに関して法令違反又はそのおそれが発覚した場合には、別に定める手順に従い、事実関係の確認及び再発防止策等の確定を行うとともに、速やかに農林水産大臣に報告しなければならない。

## 第8章 その他

(法令との関連)

第26条 本会は、本規程に定めない事項について、「個人情報の保護に関する法律」、関係諸法令及び「個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守するものとする。

(罰則の適用)

第27条 本規程に違反した役職員等に関しては、就業規則の定めに従い懲戒の処分を行うものとする。

(細則)

第28条 保護管理者は、本規程の実施に関して細則を定めることができる。

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

平成23年9月1日 施 行  
(平成23年9月1日の平成23年度臨時理事会決議)  
平成25年5月30日 最終改正  
(平成25年5月30日平成25年度通常理事会決議)